

「未利用口座管理手数料」にかかる通知書発送のお知らせ

当行では、2023年12月1日より、長期間ご利用のない預金口座の不正利用防止の観点から「未利用口座管理手数料」の取扱いを開始しておりますが、2025年11月末をもって取扱開始から2年を経過することから、対象の口座より2025年12月5日（金）に手数料を引き落としさせていただきます。

本手数料の対象となるお客さまには2025年9月19日（金）以降、順次お届けのご住所へ通知書を発送させていただきます。なお、ご不明な点は最寄りの営業店へお問い合わせください。

当行では今後も「金融サービスの向上」に向けて努めてまいりますので、一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

「未利用口座管理手数料」の概要

手数料引落日	毎年12月5日（休日の場合は翌営業日） 初年度は2025年12月5日（金）を予定 ※送付する通知書に引落予定日を記載しています。
対象預金口座	普通預金口座、貯蓄預金口座（総合口座・決済用普通預金口座を含みます） 【2023年12月1日以前に開設された口座も対象となります】
未利用口座となる口座	最後の入出金（当該口座の利息入金、「未利用口座管理手数料」の引落しは除く）から2年以上お取引のない口座 ただし、下記のいずれかに該当する場合は対象外となります。 ①当該口座の残高が10,000円以上である場合 ②当該口座と同一取引店にて、定期性預金、債券、投資信託、外貨預金、金融商品仲介がある場合 ③当該口座が融資取引（カードローン含む）の返済口座の場合 ④その他当行で定める所定口座の場合 ※日頃よりお預け入れやお引き出し、お振込み、口座振替等をお取引いただいている口座が対象となることはございません。
手数料額	年間1,320円（税込）
自動解約	当該口座の残高が本手数料に満たない場合、残高全額を本手数料の一部として引落しさせていただき、口座を自動的に解約いたします。 なお、ご負担いただいた手数料の返却、および解約後の口座の再利用については応じかねますので、あらかじめご了承ください。

以上